

## 阿蘇広域行政事務組合の受動喫煙対策について

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立したことに伴い、望まない受動喫煙をなくすため、組合各施設において受動喫煙対策を次のように行うことになりました。

利用者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

### 【令和元年7月1日から対策を行う施設】

施設名		受動喫煙対策
大阿蘇環境センター未来館		原則 敷地内禁煙 ※特定屋外喫煙場所では喫煙可
火葬施設	阿蘇中部斎場	原則 敷地内禁煙 ※特定屋外喫煙場所では喫煙可
	阿蘇北部斎場	
	南阿蘇霊照苑	
中部清掃センター最終処分場		敷地内禁煙
南部中継基地		
大阿蘇環境センター蘇水館		
滝美園・滝美園クリーンセンター		
消 防	消防本部・中部消防署	敷地内禁煙
	北部分署	
	南部分署	
	野尻草部分駐所	
	産山波野分駐所	

※ 特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘及び養護老人ホーム湯の里荘は、現在も屋内禁煙として、屋外に指定の喫煙場所を設置しています。

<問い合わせ先>

阿蘇広域行政事務組合 総務課総務係

TEL 0967-24-5111